

令和5年度第3回さいたま市大規模小売店舗立地審議会会議録

- 1 開催日時 令和6年1月31日（水）午後3時00分～午後4時15分
- 2 開催場所 大宮区役所 2階大会議室
- 3 出席者名 青木委員、園田委員、塚本委員
坂本会長（書面による回答）
事務局 渡辺商業振興課長、蓮見係長、加藤主任、丸山主任
- 4 欠席者名 渡邊副会長
- 5 会議の公開・非公開の別 公開（傍聴人は0人）
- 6 次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - 8条4項に基づく意見審議について
 - ・（仮称）武蔵浦和駅前計画（法第5条第1項 新設届）
 - ・（仮称）ヤオコー浦和三室店（法第5条第1項 新設届）
 - (3) その他
 - 報告事項
 - ・イオンモール浦和美園（法第6条第2項 変更届）
 - ・マミープラス西堀店（法第6条第2項 変更届）
 - (4) 閉会

【議事概要】

(1) 開会

(2) 議事

【8条4項に基づく意見審議について】

- ・①（仮称）武蔵浦和駅前計画（法第5条第1項）新設届について

事務局からの審議資料を基に概要の説明と庁内連絡会議において行われた審議内容結果（特に意見を付する必要無し）を報告した後、改めて、下記のとおり、8条4項に基づく「意見審議」が行われた。

（青木委員）駐輪場について、24時間の時間貸しの駐輪場で台数が確保されている。

駅前で利便性高いことから、当店舗を利用しない目的外利用の需要が高いのではないかと懸念する。料金設定等の工夫もできると思う。

(事務局) 道路等に来客の自転車があふれることのないよう懸念点を設置者に伝える。

(塚本委員) 退店経路となっている駅前ロータリーが狭く、混雑するのではないかと懸念する。

(事務局) 設置者からは交通誘導員を配置のうえ、店舗敷地内で待機の上順次ロータリーに流す等の対策を検討している旨聞いている。また、駅直結の店舗であることから電車利用による来客割合が高いものと想定している。

(塚本委員) コクーンシティも駅前とはいえ自動車利用が多い。当店舗も同様になるのではと懸念する。

(事務局) 設置者に伝える。

(園田委員) 廃棄物削減やリサイクルについて、スーパーマーケット単体では実施を徹底できる傾向にあるが、テナント全体となると対応がバラバラになることが散見される。テナント全体の対応を揃えてほしい。また、スプーンやフォークを有料化した場合でも、セルフレジになると、何本も持っていくなどのモラルハザードの懸念がある。

(事務局) 設置者に伝える。

(坂本会長・書面)

交差点1の需要率が低く、基準となる0.9を大きく下回っている点について、現地での感覚と異なるのではという懸念があった。踏査データを確認したが、先行交差点の先詰まり影響については判定ができなかった。なお、店舗出店による需要率の増加はボリューム、率ともに低いことから、大きな影響はでないと思われ。

駅前直結ということもあり、交通安全上の配慮の徹底もお願いしたい。

※その他「指針」を勘案しつつ、当該届出における店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見を付す必要はないということに決まった。

・② (仮称) ヤオコー三室店 (法第5条第1項 新設届) 新設届について

事務局からの審議資料を基に概要の説明と庁内連絡会議において行われた審議内容結果 (特に意見を付する必要無し) を報告した後、改めて、下記のとおり、8

条4項に基づく「意見審議」が行われた。

(青木委員) 廃棄物の削減計画の記載について同スーパーの現在の対応方針と一致しない。記載情報が古いのではないか。

(事務局) 設置者に確認する。

(委員ご指摘のとおりであったため、訂正)

誤：「過剰包装を行いません。また、レジ袋を利用しないお客様への割引などを行い、レジ袋削減及びマイバッグ利用を促進します。」

→正：「過剰包装を行いません。また、レジ袋を有料とし、レジ袋削減及びマイバッグ利用を促進します。」

(園田委員) 廃棄物の削減やリサイクルについて同スーパーは積極的に取り組んでいる。今後も続けていただきたい。

(塚本委員) 駐車場内の走行経路が複雑で交錯が心配になるが、このような形は一般的であるのか。

(事務局) 一般的ではない。設置者と警察の協議の結果、路面を色分けし、できる限り交錯しない対策としている。

(塚本委員) 北側道路からの右折入庫も心配される。早晩ラバーポール等設置することになるのではないか。

(事務局) 誘導員と看板により右折入庫対策を講ずる予定。

(坂本会長・書面)

平面駐車場からの退店経路上、無信号交差点を右折する経路となっている。交通量は少ないと思われるが、特に開店時における安全面への配慮をお願いしたい。

※その他「指針」を勘案しつつ、当該届出における店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見を付す必要はないということに決まった。

(3) その他

変更内容が軽微である以下の2件について、審議会での審議を省略し、法第8条4項に基づく【市の意見】は「なし」とし、設置者に通知することを報告した。

・イオンモール浦和美園（法第6条第2項 変更届）

・マミープラス西堀店（法第6条第2項 変更届）

（4） 閉会